

南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和 5 年 11 月 30 日付け 5 消安第 4958 号
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 89 の規定に基づく南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和 5 年 11 月 30 日農林水産省告示第 1743 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「日本向け生果実」という。）の植物検疫の実施については、規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 生産園地

（1）告示 3 の（1）の生産園地とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たすことができる生産園地として指定したもの（以下「指定生産園地」という。）をいうものとする。

ア 樹上から落下した生果実の除去が適切に行われること。

イ 成熟していない生果実が樹上から直接収穫されること。

ウ 日本向け生果実に、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実及び異なる生産園地で収穫されたハス種のアボカドの生果実が混入しないように管理されること。

エ 輸出期間中に 1 回以上、樹上から落下した生果実の除去の状況及び生果実の収穫の状況について、南アフリカ共和国植物防疫機関による確認を受けること。

（2）植物防疫官は、指定生産園地について、毎年、輸出が開始される 1 か月前までに、南アフリカ共和国植物防疫機関により作成された登録番号、所在地、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実の栽培の有無、生産者名及び指定年月日を記載した一覧表の提出を受けるものとする。

2 選果こん包施設

（1）告示 3 の（2）の施設とは、南アフリカ共和国植物防疫機関が次の条件を満たすことができる施設として指定したもの（以下「指定選果こん包施設」という。）をいうものとする。

ア 成熟していない生果実のみが選果されること。

イ 南アフリカ共和国植物防疫機関により、作業員に対して、アの作業が適切に行えるよう研修が実施されること。

ウ 日本向け生果実に、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実及び異なる生産園地で収穫されたハス種のアボカドの生果実が混入しないように管理されること。

エ 病害虫の侵入を防止するための設備があること。

（2）植物防疫官は、指定選果こん包施設について、毎年、輸出が開始される 1 か月前までに、南アフリカ共和国植物防疫機関により作成された登録番号、所在地、事業者名及び指定年月日を記載した一覧表の提出を受けるものとする。

3 消毒施設

- (1) 告示3の(3)の低温処理船舶とは、南アフリカ共和国植物防疫機関がアの条件を満たしている船舶として指定したもの（以下「指定船舶」という。）をいい、低温処理コンテナとは、南アフリカ共和国植物防疫機関がイの条件を満たしているコンテナとして指定したもの（以下「指定コンテナ」という。）をいうものとする。

ア 低温処理船舶

- (ア) 生果実の中心部を告示3の(3)に定める温度に保持できること。
- (イ) 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。
- (ウ) (イ)の自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、船倉が複数のデッキに区分けされている場合には、生果実の中心部の温度測定用としてデッキごとに3本以上の温度センサーを有すること。
- (エ) (イ)の自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できること。

イ 低温処理コンテナ

- (ア) 密閉型コンテナであること。
- (イ) き裂、破損等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。
- (ウ) 生果実の中心部を告示3の(3)に定める温度に保持できること。
- (エ) コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所以上にある生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。
- (オ) (エ)の自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できること。
- (2) 植物防疫官は、指定船舶について、毎年、輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により作成された船舶名、指定番号、指定年月日、船舶会社、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表の提出を受けるものとする。
- (3) 植物防疫官は、指定コンテナについて、毎年、輸出の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により作成された記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表の提出を受けるものとする。

4 植物防疫官による確認

告示6の植物防疫官による確認は、次により行うものとする。

(1) 収穫及び選果こん包の確認

告示3の(1)及び(2)の措置が的確に実施されていることの確認は、原則として1年に1回以上、無作為に抽出した指定生産園地及び指定選果こん包施設について、実地で調査することにより行うものとする。

(2) 検査の実施の確認

告示5の(1)の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 収穫及び選果の検査の確認

成熟していないもののみが収穫され、及び選果されていることの確認については、次の事項について、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。

- (ア) 指定生産園地において、樹上から落下した生果実の除去が適切に行われ、成熟していない生果実が樹上から直接収穫されていること。
- (イ) 指定選果こん包施設において、成熟していない生果実のみが選果されていること。
- (ウ) (ア) がなされていない指定生産園地又は(イ) がなされていない指定選果こん包施設があったときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該指定生産園地又は指定選果こん包施設から生果実が日本向けに輸出されないように措置されたこと。

イ 輸出検査の確認

検疫有害動植物が付着していないことの確認（以下「輸出検査」という。）については、次の事項について、原則として1年に1回以上、南アフリカ共和国植物防疫機関が作成した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、南アフリカ共和国植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

- (ア) 日本向け生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたこと。
- (イ) (ア) による検査の結果、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ）並びにハス種のアボカドの生果実以外の生果実及び成熟したハス種のアボカドの生果実がなかったこと。
- (ウ) 検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたこと。

(3) 消毒の確認

告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていることの確認は、次により行うものとする。

ア 消毒の開始の確認

植物防疫官は、原則として1年に1回以上、次の事項について、消毒が的確に開始されていることを南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して確認するとともに、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する消毒の開始の記録を確認するものとする。

- (ア) 指定船舶及び指定コンテナが3の(1)の条件を満たしていること。
- (イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることが氷点法により確認されていること。
- (ウ) 南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされていること。

イ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、南アフリカ共和国植物防疫機関が保管する指定船舶の船室ごと又は指定コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、日本向け生果実の中心部の温度が19日間、2.0度以下であったことを確認するものとする。

5 輸出の停止

- (1) 植物防疫官は、告示5の(1)による輸出検査の結果、チチュウカイミバエが発見された旨の通報を受けた場合は、その原因が判明し、再発防止策について日本と南アフリカ共和国との間で合意が得られるまでは、以後の日本向け生果実の輸出を停止させるものとする。
- (2) 植物防疫官は、告示5の(1)による輸出検査の結果、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された旨の通報を受けた場合は、その原因が判明し、再発防止策について日本と南アフリカ共和国との間で合意が得られるまでは、当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果こん包施設からの以後の日本向け生果実の輸出を停止させるものとする。
- (3) 植物防疫官は、4の確認の結果、告示3の(1)及び(2)の措置並びに告示5の(1)及び(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関による確認が的確に実施されていないと判断した場合は、その原因について南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して調査するものとし、その原因が判明し、再発防止策について日本と南アフリカ共和国との間で合意が得られるまでは、以後の日本向け生果実の輸出を停止させるものとする。

6 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示にあつては(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示にあつては(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

- (1) S.A.P.Q
- (2) 日本

7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、荷口について、告示3の(3)の消毒が適切に行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、告示5の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該荷口を所有し、又は管理する者に対し、当該荷口の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。
 - ア チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
 - イ チチュウカイミバエ又はミカンコミバエが発見されたことを南アフリカ共和国植物防疫機関に通報するとともに、その原因について南アフリカ共和国植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本と南アフリカ共和国との間で合意が得られるまでは、以後の輸入検査を

中止すること。

(4) 植物防疫官は、ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ハス種のアボカドの生果実以外の生果実又は成熟したハス種のアボカドの生果実が発見されたことを南アフリカ共和国植物防疫機関に通報するとともに、その原因について南アフリカ共和国植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本と南アフリカ共和国との間で合意が得られるまでは、当該荷口に関連する指定生産園地及び指定選果こん包施設からの日本向け生果実の以後の輸入検査を中止すること。